

## 世田谷区バリアフリー建築条例チェックシート

区において、事前に別途ユニバーサルデザイン推進条例の届出が必要です。

確認申請には規模、用途に応じて下記のチェックシートを添付してください。

1. 建築物（中規模建築物及び共同住宅以外）
2. 中規模建築物（中規模建築物：200 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満の店舗等）
3. 共同住宅（2000 m<sup>2</sup>以上の共同住宅）
4. 中規模共同住宅（1000 m<sup>2</sup>以上、2000 m<sup>2</sup>未満の共同住宅）

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路を含む)				
建築物特定施設	チェック欄	移動等円滑化基準 〔バリアフリー政令11条～21条の一般基準 世田谷区バリアフリー建築条例7条～12条の一般基準〕	但し書き	備考
廊下等 令11、条例7	1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2	(視) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有1	9
	3	階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有2	
階段 令12、条例8	1	手すりの設置	有3	
	2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	3	路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		
	4	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
	5	主たる階段は回り階段でないこと	有4	
	6	蹴上げ 18cm、踏面 26cm、それぞれ一定とする	有3	
	7	階段の幅 120cm	有3	
	8	(視) 階段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等を敷設	有1	9
傾斜路(屋内) 令13	1	勾配 > 1 / 12又は高さ > 16cmの傾斜がある部分に手すりの設置		
	2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	3	傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		
	4	(視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設	有1	9
便所 令14 条例9	1	次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) 腰掛便座、手すり等の適切な設置、車いす使用者が利用できる空間の確保がされている便所を一以上設置 オストメイト対応設備が設置されている便所を一以上設置		1
	2	小便器を設ける場合、床置き式等を一以上設置、そのうち一以上に手すりの設置		7
	3	床面及び出入口には段差を設けない		
	4	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		1
	5	ベビーチェア等の設備を設けた便所を設置		2
	6	ベビーベッド等の設備を設置	有5	2
	7	車いす使用者用便所以外の便所は次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) 大便器のある便所に手すりの設置 大便器は腰掛便座		8
敷地内通路(屋外) 令16、条例11	1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2	段がある部分は次に掲げるもの 手すりの設置 路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
	3	傾斜路は次に掲げるもの 勾配 > 1 / 12又は高さ > 16cmかつ勾配 > 1 / 20の傾斜には手すりの設置 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		
	4	階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有2	
駐車場 令17、条例12	1	次に掲げる車いす使用者用駐車施設を一以上設置 幅 350cm 車いす用駐車施設から利用居室までの経路を短くし、誘導表示を設置		3
	1	移動等円滑化の措置がされた昇降機、便所、駐車施設付近にそれぞれの施設があることを表示する標識を設置		10
案内設備 令20	1	建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がされた昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	有14、有15	
	2	昇降機、便所、駐車施設の配置を点字等で視覚障害者に示すための設備の設置	有15	
案内設備までの経路 令21	1	(視) 道等から案内設備等までの経路を一以上次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路とする 線状ブロック、点状ブロック等を適切に敷設又は音声装置等の設置 車路及び段 傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有1 有6 有1	9 9
	1	ホテル、旅館で客室の総数が50以上の場合、車いす使用者用客室を1つ以上設置		
	2	車いす使用者用客室の便所は次に掲げるもの 便所内に車いす使用者用便所を設置 車いす使用者用便所及び当該便所が設置されている便所の出入口幅 80cm 戸は自動的又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし	有12	
ホテル客室 令15	3	車いす使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの 車いす使用者等が円滑に利用できる構造 車いす使用者用浴室の出入口幅 80cm、戸は自動的又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし	有13	5
	1	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2	次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置 車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保 出入口の幅 85cm 出入口の戸は自動的又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		4

(視) 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。 (特) 不特定多数の者が利用する建築物で床面積 2000㎡

移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設 (移動等円滑化経路の場合、左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)				
建築物特定施設	チェック欄	移動等円滑化基準 〔バリアフリー政令18条の移動等円滑化経路 世田谷区バリアフリー条例13条の移動等円滑化経路〕	但し書き	備考
段差の禁止 令18 一		1 移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けないこと。 傾斜路、昇降機を設ける場合はこの限りではない。	有7	
廊下等 令18 三 条例13 (2)	1	幅 140cm		
	2	50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造		
	3	戸は自動的又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		
	4	(視) 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有8	
	5	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置	有9	6
傾斜路(屋内) 令18 四 条例13 (3)	1	幅 140cm(階段に併設する場合は90cm)		
	2	勾配 < 1 / 12		
	3	手すりの設置		
	4	高さ > 75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置		
	5	両側に側壁又は立上りの設置		
	6	始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		
敷地内通路(屋外) 令18 七 条例13 (5)	1	幅 140cm		
	2	50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造		
	3	戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		
	4	傾斜路は次に掲げるもの 幅 140cm(階段に併設する場合は90cm) 勾配 1 / 20 手すりの設置 両側に側壁又は立上りの設置 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		
	5	排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のないもの		
出入口 令18 二 条例13 (1)	1	幅 85cm(直接地上に通じる出入口・昇降機のかご・昇降路の出入口を除く)		
	2	直接地上に通じる出入口の幅 1m		
	3	戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		
昇降機及び昇降ロビー 令18 五 条例13 (4)	1	利用居室、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用便所のある階、地上階に停止すること		
	2	かご・昇降路の出入口の幅 80cm(建築物の床面積 > 5000㎡の場合は90cm)		
	3	かごの奥行 135cm		
	4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行 150cm		
	5	かご及び乗降ロビーに車いす使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置		
	6	かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置		
	7	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置		
	8	昇降機のかご及び昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置	有10	
	9	(特) かごの幅 140cm		
	10	(特) 車いすの転回に支障のない構造		
	11	(視) かご内に、到着する階・出入口の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有11	
	12	(視) かご及び乗降ロビーの制御装置は、点字表示等視覚障害者が円滑に操作できる構造	有11	
	13	(視) かご又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	有11	
特殊な構造又は使用形態の昇降機 令18条 六	1	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること		
移動等円滑化経路とは?		1. 道等から利用居室までの経路 2. 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用便所までの経路 3. 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用駐車施設までの経路		

有1平成18年国土交通省告示第1497号 有6バリアフリー令第21条2項1号 有11平成18年国土交通省告示第1493、1494号  
有2世田谷区バリアフリー建築条例第7条、11条 有7バリアフリー令第18条2項1号 有12バリアフリー令第15条2項1号  
有3世田谷区バリアフリー建築条例第8条3項 有8世田谷区バリアフリー建築条例第13条1項(2)口 有13バリアフリー令第15条2項2号  
有4バリアフリー令第12条6号 有9世田谷区バリアフリー建築条例第13条1項(2)ハ 有14バリアフリー令第20条1項  
有5世田谷区バリアフリー建築条例第9条2項(2) 有10世田谷区バリアフリー建築条例第13条1項(4)口 有15バリアフリー令第20条3項

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路等を含む)				
建築物特定施設	チェック欄	建築物移動等円滑化基準 [ バリアフリー政令11条～21条の一般基準 世田谷区バリアフリー建築条例7条～11条の一般基準 ]	但し書き	備考
廊下等 令11、条例7	1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2	(視) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有1	5
	3	階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有2	
階段 令12、条例8	1	手すりの設置	有3	
	2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	3	路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		
	4	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
	5	主たる階段は回り階段でないこと	有4	
	6	蹴上げ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とする	有3	
	7	(視) 段の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設	有1	5
傾斜路(屋内) 令13	1	勾配 > 1/12又は高さ > 16cmの傾斜がある部分に手すりの設置		
	2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	3	傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		
	4	(視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設	有1	5
便所 令14 条例9	1	次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) 腰掛便座、手すり等の適切な設置、車いす使用者が利用できる空間の確保がされている便所を一以上設置 便所の出入口付近に 車いす使用者便所がある旨の表示		1
	2	小便器を設ける場合、床置き式等を一以上設置、そのうち一以上に手すりの設置		3
	3	床面及び出入口には段差を設けない		
	4	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	5	車いす使用者用便所以外の便所は次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) 大便器のある便所に手すりの設置 大便器は腰掛便座		4
	6			
敷地内通路(屋外) 令16、条例11	1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2	段がある部分は次に掲げるもの 手すりの設置 路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
	3	傾斜路は次に掲げるもの 勾配 > 1/12又は高さ > 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜には手すりの設置 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		
	4	階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有2	
	5			
案内設備までの経路(設置した場合)令21	1	(視) 道等から案内設備までの経路を一以上次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路とする 線状ブロック、点状ブロック等を適切に敷設又は音声装置等の設置 車路及び段、傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有1 有5 有1	 5 5
	2			
	3			
浴室等 条例10	1	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2	次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置		2

- (視) 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。
- 1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合。
  - 2 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合。
  - 3 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合。
  - 4 第1項の便所内に車いす使用者用便所以外の便所を設ける場合。
  - 5 周囲の床面等との明度、色相又は彩度の差の大きい点状ブロック等を敷設

移動等円滑化経路等を構成する建築物特定施設 (移動等円滑化経路等の場合、左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)				
建築物特定施設	チェック欄	建築物移動等円滑化基準 [ バリアフリー政令18条の移動等円滑化経路 世田谷区バリアフリー建築条例13条の移動等円滑化経路 ]	但し書き	備考
段差の禁止 令18 一、条例5		1 移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けないこと。(階から階に至る階段を除く) 傾斜路、昇降機を設ける場合はこの限りではない。	有5	
敷地内通路(屋外) 令18 七 条例13 (5)	1	幅 140cm		
	2	50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造		
	3	戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		
	4	傾斜路は次に掲げるもの 幅 135cm(階段に併設する場合は90cm) 勾配 1/20(高さ16cm < 高さ 75cmの場合は勾配 1/12、高さ 16cmの場合は勾配 1/8) 手すりの設置 両側に側壁又は立上りの設置		
	5	排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のないもの		
出入口 令18 二 条例13 (1)	1	幅 80cm		
	2	直接地上に通じる出入口の幅 85cm		
	3	戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		
特殊な構造又は使用形態の昇降機 令18条 六		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること		

移動等円滑化経路とは？	1. 道等から利用居室までの経路 2. 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用便所までの経路 3. 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用駐車施設までの経路
-------------	--

- 有1 平成18年国土交通省告示第1497号
- 有2 世田谷区バリアフリー建築条例第7条
- 有3 世田谷区バリアフリー建築条例第8条3項
- 有4 バリアフリー令第12条6号
- 有5 バリアフリー令第21条2項1号

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路を含む)				
建築物 特定施設	チェ ック 欄	建築物移動等円滑化基準 〔 パリアフリー-政令11条～21条の一般基準 世田谷区バリアフリー-建築条例7条～12条の一般基準	但し 書き	備考
廊下等 令11、条例7		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1	
階段 令12、条例8		1 手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 5 主たる階段は回り階段でないこと 6 蹴上げ 18cm、踏面 26cm、それぞれ一定とする 7 階段の幅 120cm	有2 有3 有3	
傾斜路 (屋内) 令13		1 勾配 > 1/12又は高さ > 16cmの傾斜がある部分に手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		
便所 令14 条例9		1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置 (男女別の場合はそれぞれ) 腰掛便座、手すり等の適切な設置、車いす使用者が利用できる空間の確保がされている便房を一以上設置 オストメイト対応設備が設置されている便房を一以上設置 (2000㎡以上) 2 小便器を設ける場合、床置き式等を一以上設置 3 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		1 3 1
敷地内通路 (屋外) 令16 条例11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 段がある部分は次に掲げるもの 手すりの設置 路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 3 傾斜路は次に掲げるもの 勾配 > 1/12又は高さ > 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜には手すりの設置 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1	
駐車場 令17 条例12		1 次に掲げる車いす使用者用駐車施設を一以上設置 幅 350cm 車いす用駐車施設から利用居室までの経路を短くし、誘導表示を設置		2
標識 令19		1 移動等円滑化の措置がされた昇降機、便所、駐車施設付近にそれぞれの施設があることを表示する標識を設置		4
案内設備 令20		1 建築物又はその敷地に移動等円滑化の措置がされた昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置 2 " 昇降機、便所、駐車施設の配置を点字等で視覚障害者に示すための設備の設置	有6 有7	有7 5

不特定多数の者又は主として高齢者障害者等が利用する次の建築物特定施設を設ける場合 移動等円滑化経路のチェックが必要(チェックシート1を添付する)	便所、駐車場、集会室
---	------------

- 1 多数の者が利用する便所を設ける場合。
- 2 多数の者が利用する駐車場を設ける場合。
- 3 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合。
- 4 平成18年国土交通省令第113号参照。
- 5 平成18年国土交通省告示第1491号参照。

特定経路を構成する建築物特定施設 (特定経路の場合、左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)				
建築物特定施設	チェ ック 欄	建築物移動等円滑化基準〔 世田谷区バリアフリー-建築条例14条の特	但し 書き	備考
段差の禁止 条例14 (1)		1 特定経路上には、階段又は段を設けないこと。 傾斜路、昇降機を設ける場合はこの限りではない。		有4
廊下等 条例14 (3)		1 幅 120cm 2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造 3 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		
傾斜路(屋内) 条例14 (4)		1 幅 120cm (階段に併設する場合は90cm) 2 勾配 1/12 (高さ 16cmの場合は、1/8) 4 高さ > 75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置 5 両側に側壁又は立上りの設置 6 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		
敷地内通路(屋外) 条例14 (7)		1 幅 120cm 2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造 3 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし 4 傾斜路は次に掲げるもの 幅 120cm (階段に併設する場合は90cm) 勾配 1/12 (高さ 16cmの場合は、1/8) 高さ > 75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置 (勾配 > 1/20の場合に限る。) 両側に側壁又は立上りの設置 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置 5 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のないもの		
出入口 条例14 (2)		1 幅 80cm (昇降機のかご・昇降路の出入口を除く) 2 戸は自動的に又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし 3 床面は、平坦で滑りにくい仕上げ		
昇降機及び昇降 口ビー 条例14 (5)		1 各住戸、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用便房のある階、地上階に停止すること 2 かご・昇降路の出入口の幅 80cm 3 かごの奥行き 115cm 4 乗降口ビーは高低差なく幅及び奥行き 150cm 5 かご及び乗降口ビーに車いす使用者の利用することができる位置に制御装置の設置 6 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置 7 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置 8 昇降機のかご及び昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置		有5
特殊な構造又は使 用形態の昇降機 令18条 六		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること		

特定経路とは？	原則として、道等から各住戸までの経路をいう
---------	-----------------------

- |                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| 有1 世田谷区バリアフリー-建築条例第7、11条     | 有6 バリアフリー-令第20条1項 |
| 有2 バリアフリー-令第12条6号            | 有7 バリアフリー-令第20条3項 |
| 有3 世田谷区バリアフリー-建築条例第8条3項      |                   |
| 有4 世田谷区バリアフリー-建築条例第14条2項(1)  |                   |
| 有5 世田谷区バリアフリー-建築条例第14条2項(5)チ |                   |

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路を含む)				
建築物特定施設	チェック欄	建築物移動等円滑化基準 〔バリアフリー政令7条～12条の一般基準 世田谷区バリアフリー建築条例7条～11条の一般基準〕	但し書き	備考
廊下等 令11、条例7		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1	
階段 令12、条例8		1 手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 5 主たる階段は回り階段でないこと 6 蹴上げ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とする	有2 有3	
傾斜路(屋内) 令13		1 勾配 > 1/12又は高さ > 16cmの傾斜がある部分に手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		
敷地内通路(屋外) 令16、条例11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 段がある部分は次に掲げるもの 手すりの設置 路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 3 傾斜路は次に掲げるもの 勾配 > 1/12又は高さ > 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜には手すりの設置 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1	

不特定多数の者又は主として高齢者障害者等が利用する次の建築物特定施設を設ける場合 移動等円滑化経路のチェックが必要(チェックシート1を添付する)	便所、集会室
---	--------

1 対象となる階数及び戸数が限定されている。詳しくは、条例14条2項(5)

- 有1 世田谷区バリアフリー建築条例第7条
- 有2 バリアフリー令第12条6号
- 有3 世田谷区バリアフリー建築条例第8条3項
- 有4 世田谷区バリアフリー建築条例第14条2項(1)
- 有5 世田谷区バリアフリー建築条例第14条2項(5)チ

特定経路を構成する建築物特定施設 (特定経路の場合、左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)				
建築物特定施設	チェック欄	建築物移動等円滑化基準 〔世田谷区バリアフリー建築条例14条の特定経路〕	但し書き	備考
段差の禁止 条例14 (1)		1 特定経路上には、階段又は段を設けないこと。 傾斜路、昇降機を設ける場合、又は中規模共同住宅で、階数が3で戸数が29以下のもの及び階数が4で戸数が19以下のものにおける階から階に至る階段についてはこの限りではない。	有4	
廊下等 条例14 (3)		1 幅 120cm 2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造 3 戸は自動的又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		
傾斜路(屋内) 条例14 (4)		1 幅 120cm(階段に併設する場合は90cm) 2 勾配 1/12(高さ 16cmの場合は、1/8) 4 高さ > 75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置 5 両側に側壁又は立上りの設置 6 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		
敷地内通路(屋外) 条例14 (7)		1 幅 120cm 2 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし 3 傾斜路は次に掲げるもの 幅 120cm(階段に併設する場合は90cm) 勾配 1/12(高さ 16cmの場合は、1/8) 高さ > 75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置(勾配 > 1/20の場合に限る。) 両側に側壁又は立上りの設置 4 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のないもの		
出入口 条例14 (2)		1 幅 80cm(昇降機のかご・昇降路の出入口を除く) 2 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし 3 床面は、平坦で滑りにくい仕上げ		
昇降機及び昇降口 条例14 (5)		1 各住戸、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用便房のある階、地上階に停止すること 2 かご・昇降路の出入口の幅 80cm 3 車いすを使用することができる奥行きを確保 4 車いすを回転させることができる空間を確保 5 かご及び乗降口ビーに車いす使用者の利用することができる位置に制御装置の設置 6 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置 7 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置 8 昇降機のかご及び昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置	有5	1
特殊な構造又は使用形態の昇降機 令18条 六		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること		

特定経路とは？	原則として、道等から各住戸までの経路をいう
---------	-----------------------